

(参考2) 18歳の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下となっている。

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

(注)知的障害児施設、肢体不自由児施設等については、障害の程度が重度である等の場合については20歳に達した後においても引き続き在所させることができる。

児童相談所運営指針(平成2. 3. 5 児発133)

(5)在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

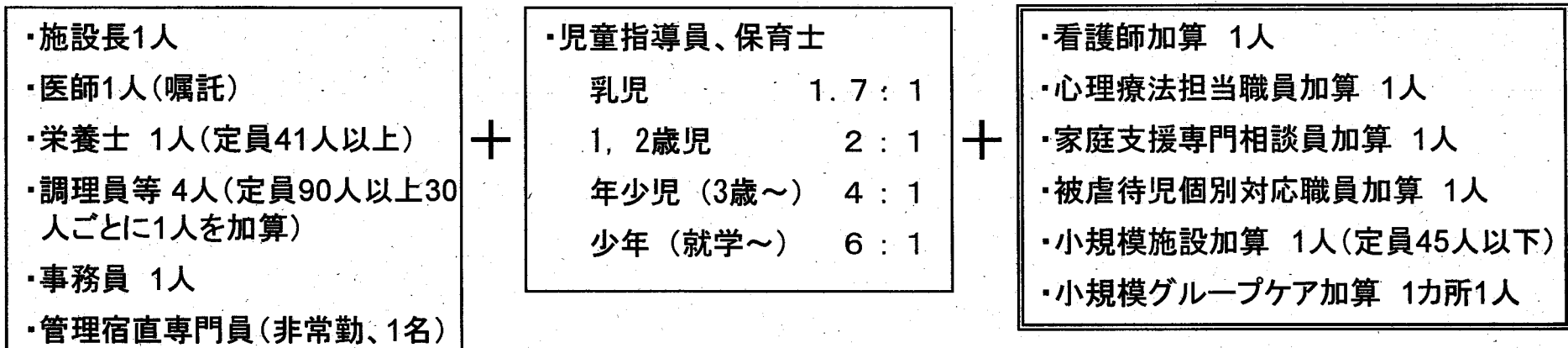
※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,581人(平成20年2月1日 児童養護施設入所児童等調査)

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人(平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査)

7. 児童養護施設の人員配置と措置費について

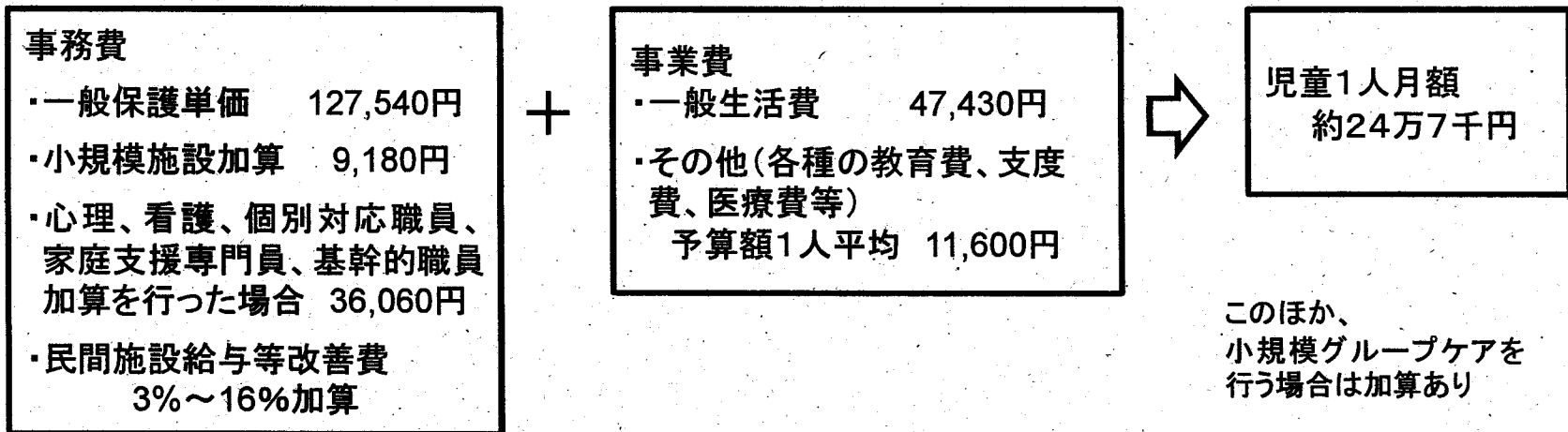
児童養護施設の措置費の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、加算職員の配置の充実に努めている

措置費の人員配置



措置費

(例)定員45人の場合



このほか、小規模グループケアを行う場合は加算あり

(参考)児童入所施設等措置費予算の改善経緯

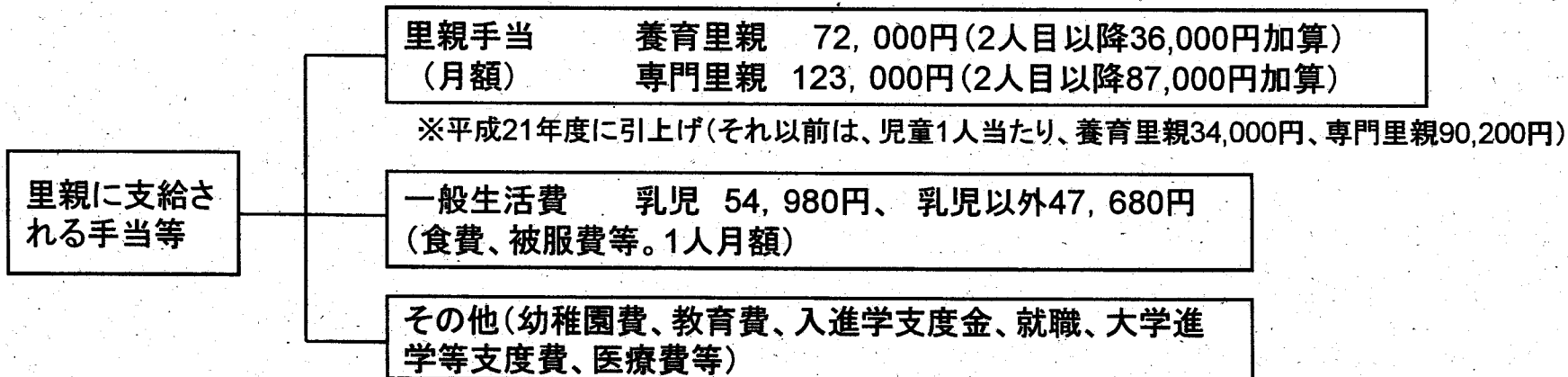
	予算額 (対前年度増加額)	主な改善事項
平成18年度	72,501百万円 (1,240百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等への心理療法担当職員の常勤配置 ・小規模グループケアの推進(527か所→549か所) ・就職支度費等の改善(@67,000円→69,000円) ・里親手当の改善(@32,000円→33,000円)
平成19年度	75,255百万円 (2,754百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の被虐待児個別対応職員の常勤化 ・小規模グループケアの推進(549か所→580か所) ・地域小規模児童養護施設の拡充(100か所→200か所) ・就職支度費等の改善(@69,000円→71,000円) ・里親手当の改善(@33,000円→34,000円)
平成20年度	77,538百万円 (2,283百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設の看護師の常勤配置(53か所) ・小規模グループケアの推進(580か所→613か所) ・就職支度費等の改善(@71,000円→73,000円) ・里親手当の改善(@34,000円→72,000円(21年1月～)) ・専門里親手当の改善(@90,200円→123,000円(21年1月～))
平成21年度	79,748百万円 (2,210百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の被虐待児個別対応職員の常勤配置(53か所) ・小規模グループケアの推進(613か所→645か所) ・就職支度費等の改善(@73,000円→75,000円) ・ファミリーホームの創設及び自立援助ホームの拡充 ・基幹的職員の格付け ・学習塾費、部活動費及び幼稚園費の創設
平成22年度	81,272百万円 (1,524百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の家庭支援専門相談員の非常勤配置 ・児童養護施設の看護師の配置の拡充 ・小規模グループケアの推進(645か所→703か所) ・就職支度費等の改善(@75,000円→77,000円)
平成23年度 (案)	83,473百万円 (2,202百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模グループケアの推進(703か所→713か所) ・地域小規模児童養護施設の拡充(200か所→210か所) ・就職支度費等の改善(@77,000円→79,000円) ・児童養護施設における定員規模の見直し(62人→58人)

8. 里親委託の推進

(1) 里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分するとともに、
 - ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ
 - ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと



(参考)里親委託の状況

		登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,185人	2,837人	3,836人
区分 (里親は 重複登録有り)	養育里親	5,842人	2,298人	3,028人
	専門里親	548人	133人	140人
	養子希望里親	1,428人	176人	159人
	親族里親	342人	341人	509人

資料:福祉行政報告例(平成21年度末現在)

(2) 里親委託率の状況

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親委託率は、平成14年の7.4%から、平成22年3月末には10.8%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

(資料)福祉行政報告例(各年度末現在数)

年度	児童養護施設		乳児院		里親等		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,988	84.8	2,689	7.9	2,517	7.4	34,194	100
平成15年度末	29,144	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,701	100
平成16年度末	29,828	83.3	2,942	8.2	3,022	8.4	35,792	100
平成17年度末	29,850	82.6	3,008	8.3	3,293	9.1	36,151	100
平成18年度末	29,889	82.3	3,013	8.3	3,424	9.4	36,326	100
平成19年度末	30,176	82.0	2,996	8.1	3,633	9.9	36,805	100
平成20年度末	30,451	81.6	2,995	8.0	3,870	10.4	37,316	100
平成21年度末	30,594	81.3	2,968	7.9	4,055	10.8	37,617	100

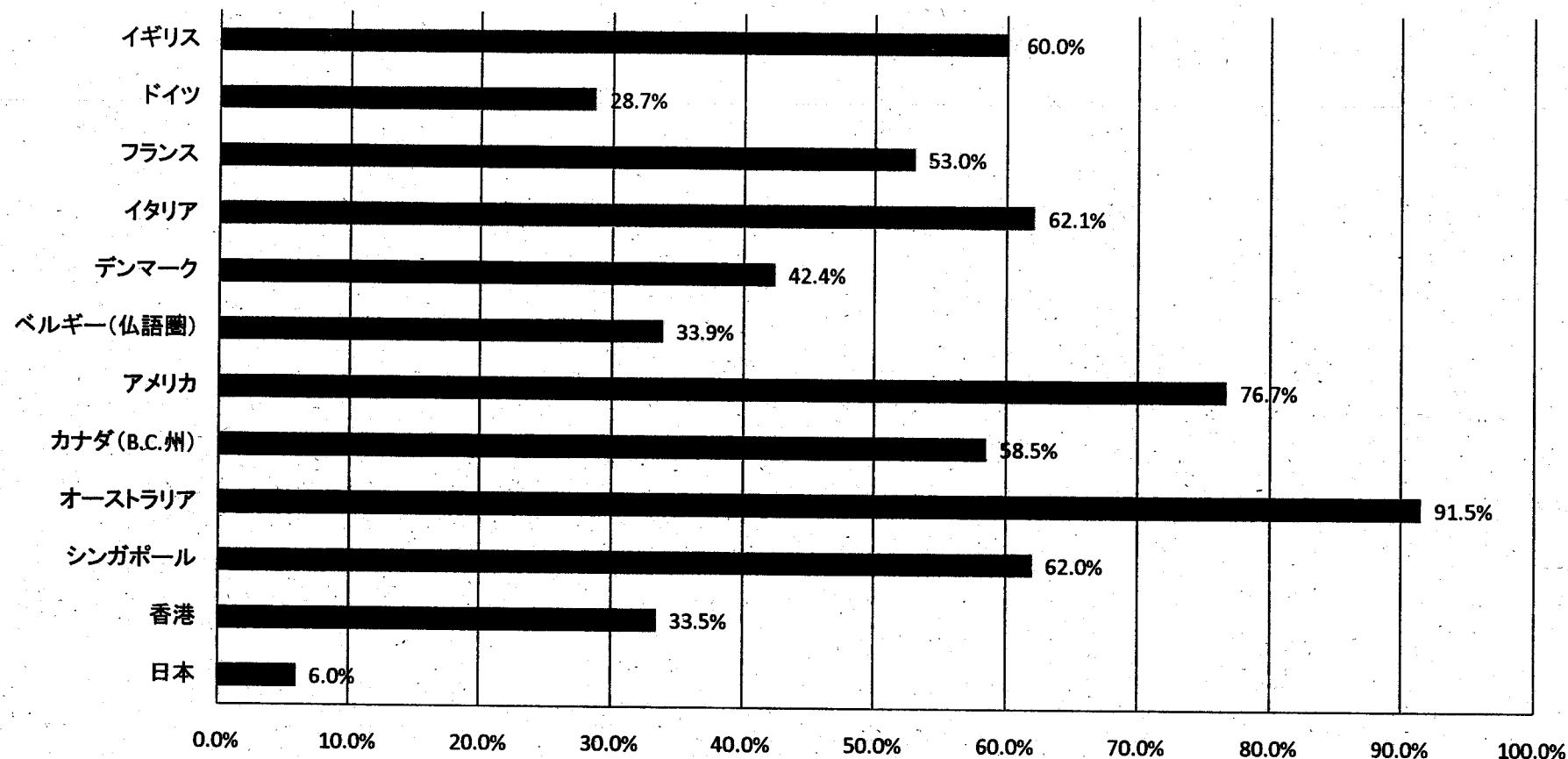
※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。ファミリーホームは、平成21年度末で49か所、委託児童219人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

里親等委託率

(参考) 諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数前後が里親委託であり、日本において、施設：里親の比率が9：1となっている現状は、施設養護に依存しているとの指摘がある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2000年前後の状況)



※「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」主任研究者 湯沢雅彦(平成13、14年厚生労働科学研究)

※ 日本の里親等委託率は、平成21年度は10.8%

※ 里親の概念は諸外国によって範囲が異なる。(例えば、親族が子どもを預かる場合や短期間子どもを預かる場合、小規模なグループ形態で子どもを養育する場合を里親に含むか否かが国により異なる等)

(3) 都道府県別の里親等委託率の差

① 都道府県別里親等委託率(平成22年3月末)

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

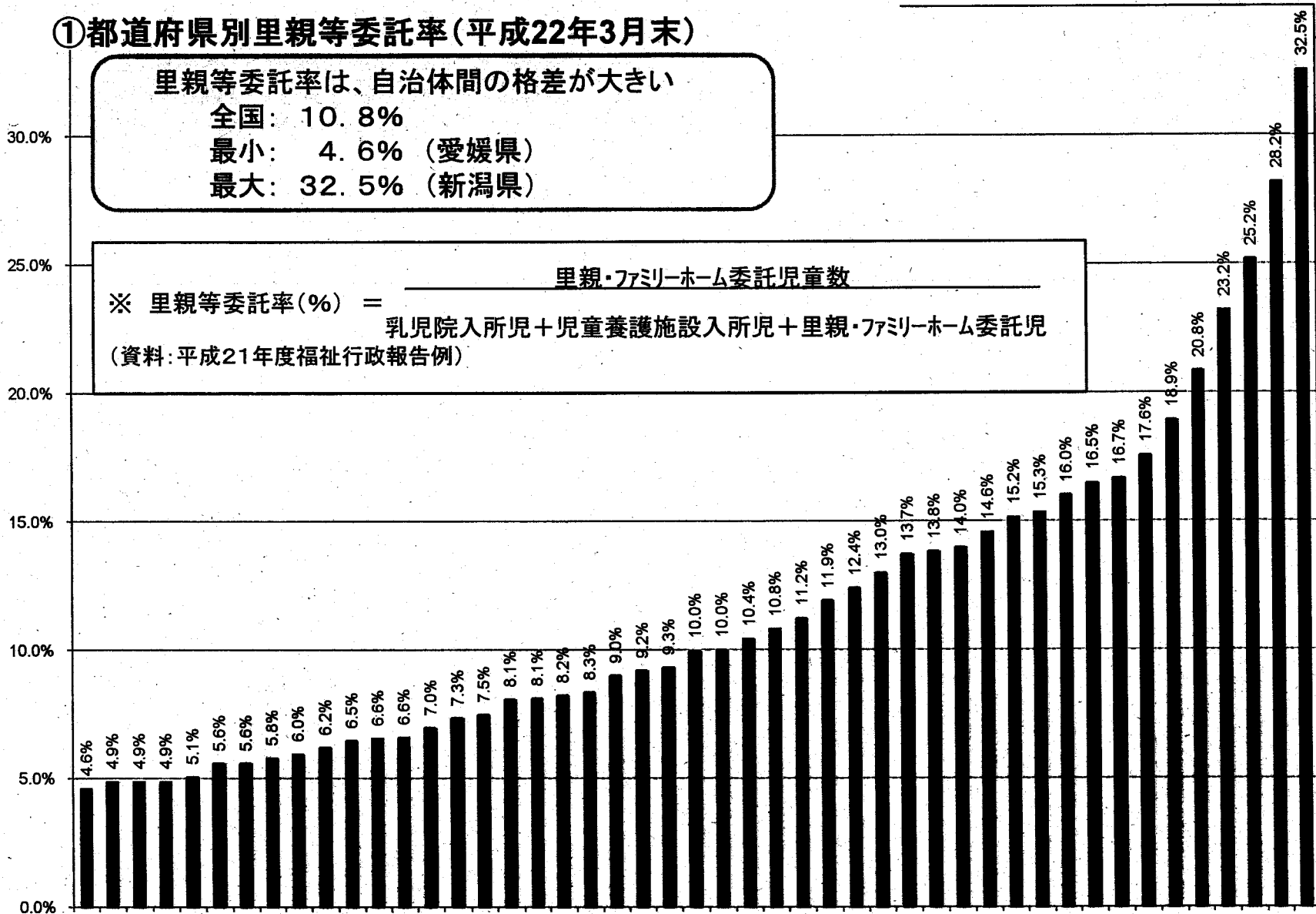
全国: 10.8%

最小: 4.6% (愛媛県)

最大: 32.5% (新潟県)

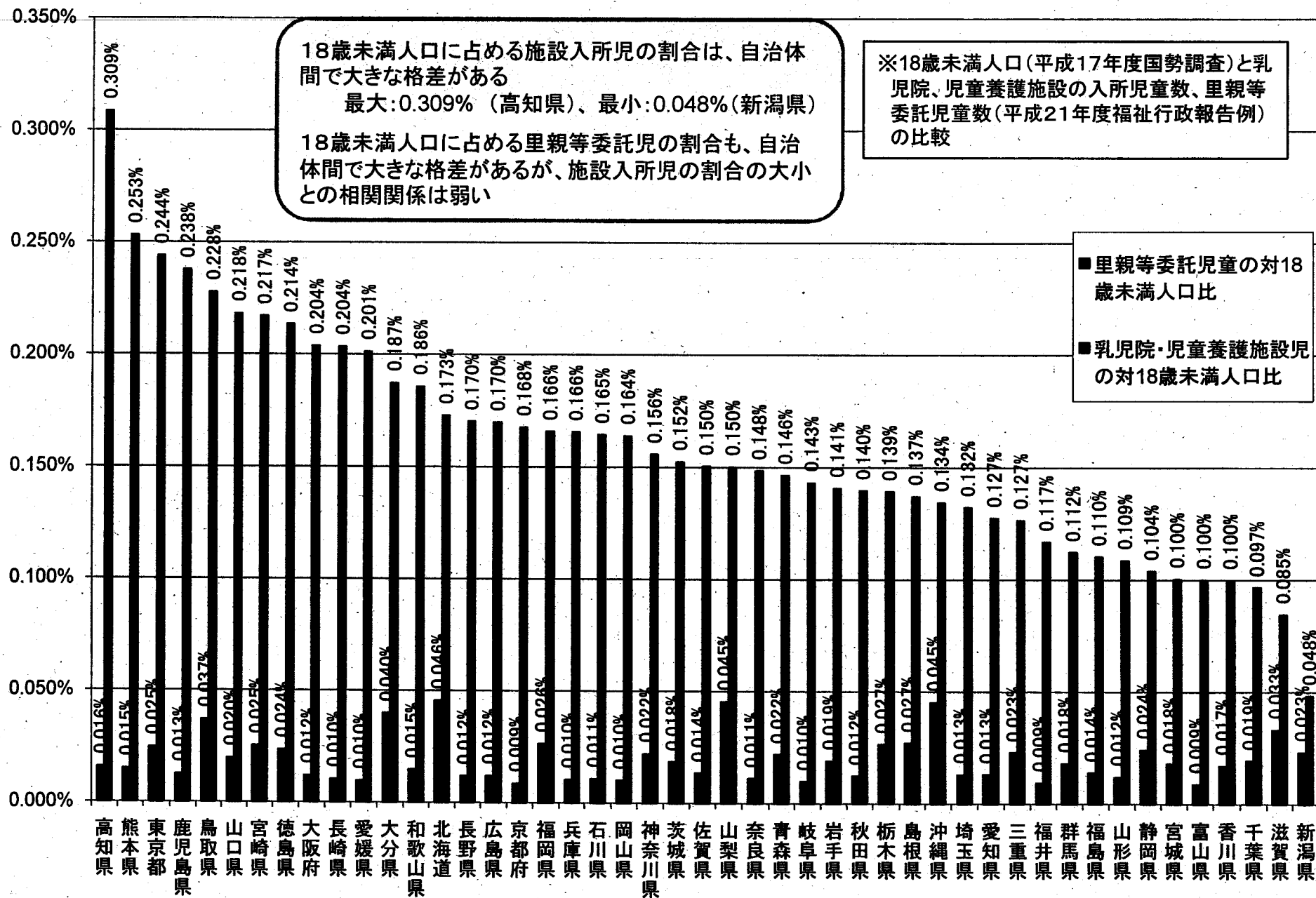
※ 里親等委託率(%) =
$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$$

 (資料:平成21年度福祉行政報告例)



愛媛県 高知県 京都府 長崎県 鹿児島県 大阪府 熊本県 岡山県 兵庫県 石川県 岐阜県 長野県 広島県 奈良県 和歌山県 福井県 富山県 秋田県 佐賀県 山口県 埼玉県 東京都 愛知県 徳島県 山形県 宮城県 茨城県 福島県 岩手県 神奈川県 青森県 福岡県 群馬県 鳥取県 香川県 宮城県 三重県 栃木県 島根県 千葉県 大分県 静岡県 北海道 山梨県 沖縄県 滋賀県 新潟県

②各都道府県の18歳未満人口に占める里親等委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合



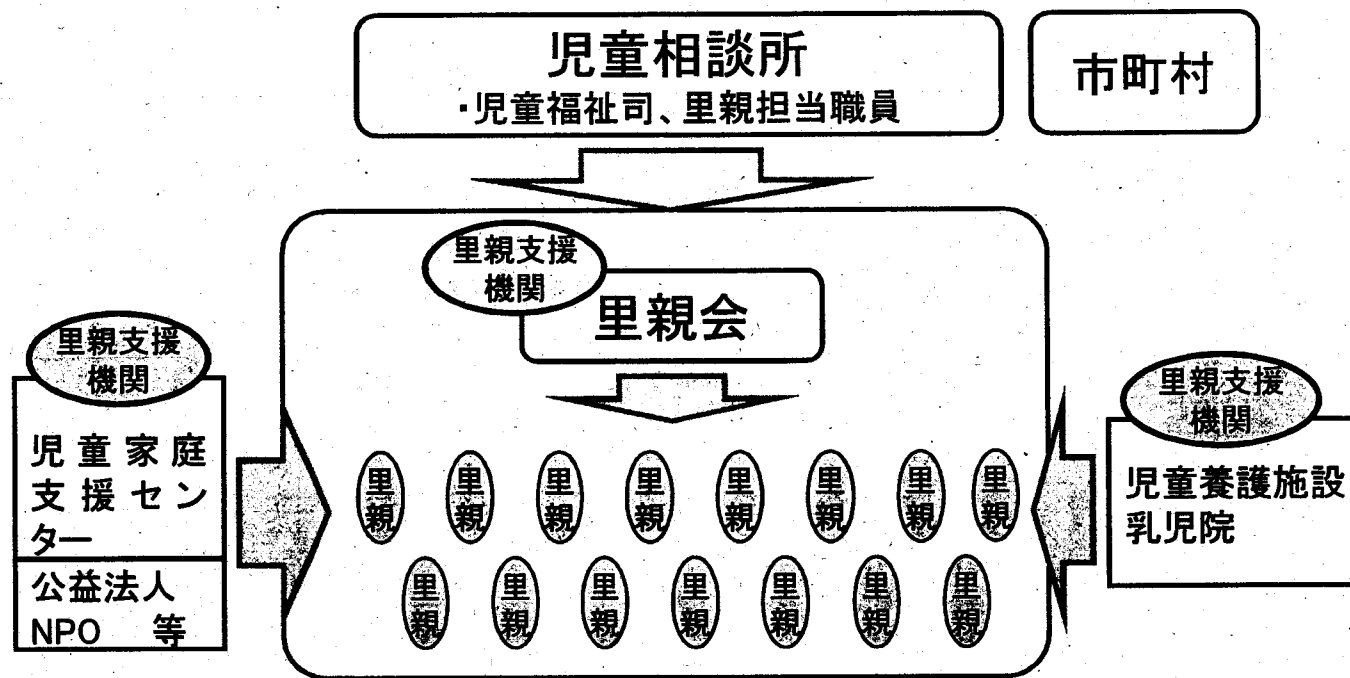
(参考) 都道府県市別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合 (資料)福祉行政報告例(平成22年3月末現在数)

	里親		児童養護施設		乳児院		計 ⑦ (①+③+⑤)
	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	
	①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	
1 北海道	383	20.8%	1,487	76.5%	51	2.6%	1,944
2 青森県	54	13.0%	336	80.6%	25	6.0%	417
3 岩手県	45	11.9%	299	78.5%	34	8.9%	381
4 宮城県	61	15.2%	343	71.6%	60	12.5%	479
5 秋田県	22	8.1%	225	81.5%	24	8.7%	276
6 山形県	15	10.0%	213	83.2%	12	4.7%	256
7 福島県	53	11.2%	403	84.1%	16	3.3%	479
8 茨城県	96	10.8%	720	80.4%	71	7.9%	895
9 栃木県	93	16.0%	414	70.2%	74	12.5%	590
10 群馬県	49	13.8%	365	77.2%	34	7.2%	473
11 埼玉県	156	9.0%	1,408	80.6%	171	9.8%	1,746
12 千葉県	178	16.7%	877	75.4%	82	7.1%	1,163
13 東京都	377	9.2%	3,753	81.3%	429	9.3%	4,618
14 神奈川県	229	12.4%	1,557	78.6%	166	8.4%	1,981
15 新潟県	92	32.5%	169	55.0%	28	9.1%	307
16 富山県	16	8.1%	168	78.5%	14	6.5%	214
17 石川県	22	6.2%	307	82.5%	26	7.0%	372
18 福井県	14	7.5%	156	76.1%	17	8.3%	205
19 山梨県	71	23.2%	210	64.6%	25	7.7%	325
20 長野県	46	6.6%	602	83.5%	53	7.4%	721
21 岐阜県	37	6.5%	502	84.7%	33	5.6%	593
22 静岡県	148	18.9%	618	71.7%	63	7.3%	862
23 愛知県	168	9.3%	1,478	80.9%	157	8.6%	1,826
24 三重県	75	15.3%	383	74.7%	31	6.0%	513

	里親		児童養護施設		乳児院		計 ⑦ (①+③+⑤)
	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	
	①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	
25 滋賀県	86	28.2%	183	55.5%	36	10.9%	284
26 京都府	36	4.9%	627	82.0%	76	9.9%	731
27 大阪府	175	5.6%	2,655	83.9%	307	9.7%	3,102
28 兵庫県	101	6.0%	1,443	83.7%	153	8.9%	1,610
29 奈良県	27	7.0%	326	78.2%	35	8.4%	423
30 和歌山県	26	7.3%	304	79.2%	24	6.3%	372
31 鳥取県	39	14.0%	207	66.8%	33	10.6%	280
32 島根県	34	16.5%	145	60.9%	27	11.3%	199
33 岡山県	34	5.8%	516	83.4%	36	5.8%	605
34 広島県	59	6.6%	798	86.1%	36	3.9%	796
35 山口県	48	8.3%	493	80.8%	34	5.6%	526
36 徳島県	31	10.0%	259	74.6%	21	6.1%	323
37 香川県	29	14.6%	149	63.1%	21	8.9%	184
38 愛媛県	24	4.6%	457	81.6%	41	7.3%	543
39 高知県	20	4.9%	361	80.2%	30	6.7%	411
40 福岡県	226	13.7%	1,275	75.6%	146	8.7%	1,738
41 佐賀県	22	8.2%	228	74.0%	17	5.5%	269
42 長崎県	28	4.9%	508	82.5%	38	6.2%	584
43 熊本県	49	5.6%	769	83.7%	58	6.3%	877
44 大分県	81	17.6%	366	72.5%	14	2.8%	462
45 宮崎県	53	10.4%	430	77.8%	25	4.5%	515
46 鹿児島県	40	5.1%	707	84.6%	43	5.1%	775
47 沖縄県	140	25.2%	395	65.5%	21	3.5%	528
全国	4,055	10.8%	30,594	81.3%	2,968	7.9%	3,7316

(4) 里親委託の推進と里親支援機関等の役割

- 里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。
- 里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院の支援が重要。



里親支援機関事業 実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	里親制度普及促進事業	普及啓発
		養育里親研修 専門里親研修
	里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流